

弘前圏域空き家・空き地バンク協議会会則

(名称)

第1条 本会は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員が相互に連携し、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「弘前圏域構成市町村」という。）で形成する圏域内の空き家及び空き地の利活用の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空き家・空き地バンクの構築に関する事。
- (2) 空き家・空き地バンクの運用に関する事。
- (3) 空き家・空き地バンクの広報に関する事。
- (4) 空き家・空き地バンクの支援に関する事。
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事業に関する事。

(組織)

第4条 協議会は、会員として次に掲げる者で組織する。

- (1) 弘前圏域構成市町村
- (2) 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会青森県本部、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、青い森信用金庫及び東奥信用金庫
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 会員は代表者を選任するものとし、これを委員に充てる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 役員が欠けた場合における補欠の当該役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は総会及び担当者会議とする。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (3) 役員選任に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 4 総会の議長は、会長が当たる。
- 5 総会は委員の過半数の出席により成立する。
- 6 やむを得ない理由のために総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 第3条に定める事業の実施に関する協議を行うため、必要に応じて担当者会議を開催することができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、弘前市建設部建築指導課に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会員は、協議会の事業を実施するために必要な経費に充てるため、毎年度の収支予算に定められた負担金を支払わなければならない。

(会計年度等)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第13条 協議会は、会長の発議により総会の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第14条 協議会が解散のときに有する残余財産の処分については、総会の議決を経て決定する。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成30年3月27日から施行する。